

# みよし市選挙管理委員会会議録

日時 平成31年4月13日(土)  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時30分  
場所 みよし市役所 特別会議室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	伊豆原 要	委員	原田 重助
職務代理者	三浦 和夫	委員	内田 銃造

(書記)

総務部部長(書記長)	村田 信光	総務課副主幹(書記)	塚崎 仁
総務部参事(書記)	本田 靖	総務課主査(書記)	福上 慎吾
総務部次長(書記)	小野田 浩司	総務課主事(書記)	三宅 望

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 あいさつ

2 議題

- (1) 選挙人名簿選挙時登録について
  - ア 選挙時登録資格要件
  - イ 選挙人名簿登録数(選挙時登録)
- (2) 選挙管理委員会告示について
  - ア ポスター掲示場の設置場所について
  - イ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
  - ウ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示
  - エ みよし市議会議員一般選挙の実施について
  - オ 選挙長及び同職務代理者の選任について
  - カ 期日前投票所の場所について
  - キ 投票所の場所について
  - ク 開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて
  - ケ 選挙会の日時及び場所について
  - コ 期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について
  - サ 投票管理者及び同職務代理者の選任について
  - シ 氏名掲示の掲載順序のくじの日時及び場所について
  - ス 選挙公報の掲載順序のくじの日時及び場所について
  - セ 選挙運動費用の支出制限額について
  - ソ ポスター掲示場のポスターの掲示について
  - タ 選挙運動費用の収支報告書の要旨の公表について

(3) 選挙長告示について

ア 選挙長の事務を行う場所について

イ 選挙立会人を定めるくじの日時及び場所について

ウ 候補者の届出について

3 その他

全国選挙管理委員会連合会東海支部総会について

議題

名前	内容
小野田書記	それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。 本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。 はじめに伊豆原委員長より挨拶をお願いします。
伊豆原委員長	< あ い さ つ >
小野田書記	それでは、委員長のとりまわしにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。
伊豆原委員長	それでは、議題に入りたいと思います。 議題(1) 選挙人名簿選挙時登録について、書記より説明をお願いします。
三宅書記	議題(1) 選挙人名簿選挙時登録について、事務局より説明いたします。 1 ページ目を御覧下さい。今回の選挙時登録における資格要件等について、大きい1番ですが、定時登録の基準日及び登録日は、平成31年4月13日(土)でございます。 大きい2番についてですが、(1)、(2)のいずれの要件も満たす者が登録されることとなります。1つ目の登録要件として、国政選挙の選挙権のある者であることとされています。すなわち、日本国民であり、平成31年4月21日現在において年齢満18年以上である者が要件となります。2つ目は、住所要件として、平成31年1月13日以前の転入者で、引き続きみよし市の住民であることが登録要件となります。いわゆる3箇月要件です。イについてですが、3箇月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、平成30年12月13日から平成31年4月12日までに転出した者、すなわち転出後4箇月以

内の者については、表示登録者として登録がされます。また、ウについてですが、帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続きみよし市の住民であれば登録がされます。

大きい3番の抹消者ですが、(1)から(3)のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。1つ目は、平成30年12月12日以前に選出した者です。転出して4箇月を超えた場合は、本市の名簿から抹消されることとなります。2つ目は、前回の基準日から今回の基準日、つまり平成31年4月13日までに死亡した者です。3つ目は、欠格事項に該当した者です。

大きい4番ですが、名簿に転出者として表示される者は、大きい3(2)イで触れた、平成30年12月13日以降の転出者となります。

続いて2ページ目を御覧ください。こちらは、今回の選挙時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。平成31年4月13日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,538人、女23,226人であり、合計47,764人です。下表は、投票区ごとの選挙人の数の内訳を表したものです。

3ページ目には、世代別の前回選挙時登録との比較を載せさせていただいており、4ページ目には、各投票区の前回選挙時登録及び前回定時登録時と比較した、男女別の増減表を表したものを載せております。

続きまして、在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。5ページ目を御覧ください。4月13日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男57人、女21人、計78人であり、前回の3月選挙時登録と比べて増減はありません。

6ページ目は、在外選挙人78人の在留している国の内訳でございます。

説明は以上です。

伊豆原委員長

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。

それでは、ご質問等になれば、ただいまより採決に移りたいと思います。

議題(1) 選挙人名簿選挙時登録について、御異議ございませんか。

<異議無し>

伊豆原委員長

御異議ないようですので、(1) 選挙人名簿選挙時登録については、承

福上書記	<p>認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題(2) 選挙管理委員会告示について、書記より説明をお願いします。</p> <p>議題(2) 選挙管理委員会告示について、説明させていただきます。資料の7ページ以降となります。順に説明させていただきます。</p> <p>まず、7ページでございますが、選挙管理委員会告示の第23号でございます。平成31年4月21日執行予定のみよし市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場設置の告示でございます。こちらにつきましては、4月12日に市内全てのポスター掲示場設置を完了しておりますので、公職選挙法の規定に基づき、直ちに告示をすることとなっておりますので4月12日付けで既に告示をさせていただいております。</p> <p>8ページ、9ページには、今回のみよし市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の一覧を載せさせていただいております。昨年度の愛知県知事選挙、今年度の愛知県議会議員一般選挙と同様の場所となっております。</p> <p>10ページを御覧ください。告示の第24号でございます。こちらにつきましては、今回の選挙時登録の登録者数の内の、地方自治法の規定に基づく、50分の1の数の告示でございます。地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は956となります。</p> <p>11ページにつきましては、告示の第25号について、地方自治法、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数の告示でございます。地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する、選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、15,922となります。</p> <p>12ページを御覧ください。告示の第26号でございます。今回のみよし市議会議員選挙を平成31年4月21日に執行する告示でございます。また、告示第27号では、この選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者の選任の告示を行います。選挙長を伊豆原委員長、職務代理者を三浦委員にお願いしたいと存じます。告示第28号は、今回のみよし市議会議員一般選挙における、期日前投票所の場所の告示でございます。期日前投票所の場所といたしましては、みよし市役所、みよし市三好町小坂50番地を告示させていただきます。</p> <p>13ページを御覧ください。続いて告示の第29号でございます。今回のみよし市議会議員一般選挙における投票所の場所の告示でございます。三好投票区から黒笹投票区までの市内8箇所につきましては、それぞれの投票区内にある小学校の体育館、それから天王投票区につつま</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

しては、新屋児童館の場所を告示させていただいております。その下の告示第 30 号では、開票事務は、選挙会と併せて行う旨の告示でございます。

14 ページを御覧ください。先ほどの告示 30 号で触れた選挙会の日時及び場所の告示でございます。日時は、平成 31 年 4 月 21 日午後 9 時 10 分から。場所は、三好公園総合体育館でございます。その下の告示の第 32 号は、今回のみよし市議会議員一般選挙の期日前投票所の投票管理者及び職務代理者の告示でございます。それぞれ、職務を行う日ごとに氏名及び住所を記載させていただいております。今回の期日前投票につきましては、全て選挙管理委員会事務局の職員で投票管理者と職務代理者を務めさせていただきます。なお、委員の皆様につきましては、投票立会人を期間中で 1 回ずつお願いさせていただくこととしておりますので、ご協力の程、よろしくお願いたします。

15 ページを御覧ください。告示の第 33 号について、今回のみよし市議会議員一般選挙の投票日当日の投票管理者と職務代理者の告示でございます。市内 8 投票区の各投票管理者と各職務代理者の氏名と住所を記載させていただいております。いずれもみよしの職員でございます。

16 ページを御覧ください。告示の第 34 号でございます。こちらは、投票所内における氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの日時及び場所の告示でございます。くじは、平成 31 年 4 月 14 日午後 5 時 30 分から、みよし市役所 3 階 301 会議室で行います。また、その下の告示第 35 号では、公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所について告示をするものでございます。くじは、平成 31 年 4 月 14 日午後 6 時から先ほどの 301 会議室で引き続き行います。

17 ページを御覧ください。告示第 36 号として今回のみよし市議会議員一般選挙における選挙運動費用の支出制限額を告示します。今回の選挙の支出制限額は、候補者 1 人につき 3,396,500 円です。続きまして、告示第 37 号としてポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日を告示します。掲示できる日は、立候補届の受理後、平成 31 年 4 月 14 日からとします。続きまして、告示第 38 号は、今回の選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表についての告示でございます。公表は、みよし市公告式条例に則り、掲示場に掲示して行います。

以上が議題(2) 選挙管理委員会告示についての説明でございます。

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いたします。

伊豆原委員長

伊豆原委員長	<p>それでは、ご質問等がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題(2) 選挙管理委員会告示について、御異議ございませんか。</p> <p>&lt;異議無し&gt;</p> <p>御異議ないようですので、議題(2) 選挙管理委員会告示については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題(3) 選挙長告示について、書記より説明をお願いします。</p>
塚崎書記	<p>18 ページ目を御覧ください。選挙長告示第1号でございます。みよし市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を定める告示でございます。事務を行う場所は、みよし市役所5階のみよし市選挙管理委員会事務室です。続きまして、選挙長告示第2号でございます。今回の選挙における開票立会人を定めるくじの日時と場所の告示でございます。日時につきましては、各候補者から平成31年4月18日午後5時までに開票立会人を行う方の届出がございます。従いまして、くじにつきましては、翌日の平成31年4月19日午前10時から、市役所3階301会議室での開催を検討しております。開票作業につきましては、開票立会人が3人から10人までの間で行うこととされております。従いまして、届出が10名を超えない場合はくじを行う必要はございません。なお、くじを行う必要がない場合は事務局から連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。選挙長告示第3号は、候補者の届出を告示するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
伊豆原委員長	<p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。</p> <p>それでは、ご質問等がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。</p> <p>議題(3) 選挙長告示について、御異議ございませんか。</p> <p>&lt;異議無し&gt;</p> <p>御異議ないようですので、議題(3) 選挙長告示については、承認されたものといたします。</p>

塚崎書記	<p>続きまして、その他「全国選挙管理委員会連合会東海支部総会について」、書記より説明をお願いします。</p> <p>19 ページ目を御覧ください。平成 31 年度全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会についての案内がきておりますが、今回の会議の中でご出席いただける委員の方をご協議いただければということで議題とさせていただきます。</p> <p>平成 31 年度全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会でございますが、5 月 16 日から 17 日にかけて静岡県掛川市で開催される予定となっております。</p> <p>大変恐れ入りますが伊豆原委員長にはご出席のご予定をお願いしたいところではございますが、もうお一人の委員の方にご出席をお願いしたいと考えておりますので、本日の会議の中でお一人ご選出いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
伊豆原委員長	<p>では、全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会についてですが、今お話がありました私は出席ということですので、他にどなたか 1 名ご出席をお願いしたいと思います。</p>
内田委員	<p>順番で良いのではないのでしょうか。</p>
伊豆原委員長	<p>そうすると、今回は原田委員でよろしいのでしょうか。</p>
原田委員	<p>はい、よろしくお願いいたします。</p>
伊豆原委員長	<p>それでは、私と原田委員が出席ということではよろしいのでしょうか。</p>
小野田書記	<p>よろしくお願いいたします。</p>
伊豆原委員長	<p>それではそのように決定させていただきますのでよろしくお願いいたします。最後にその他ですが何かございますか。</p>
小野田書記	<p>特にございません。</p>
伊豆原委員長	<p>これもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。本日は、御苦勞様でした。</p>